

浄化槽適正管理啓発推進月間

10月1日は浄化槽の日です

～ 浄化槽 適正管理で 三方よし ～

【 暮らしよし・社会よし・琵琶湖よし 】

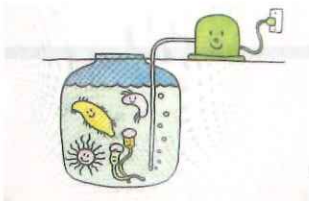
浄化槽をお使いのみなさまへ

浄化槽は「**生き物**」です

浄化機能を十分に発揮するため**正しい使い方**を守りましょう

浄化槽の正しい使い方

◎浄化槽の電源は切らないようにしてください。
(微生物が働いています)



◎トイレにはトイレットペーパー以外流さないでください。



◎便器の掃除はできるだけ薬品を使わないでください。



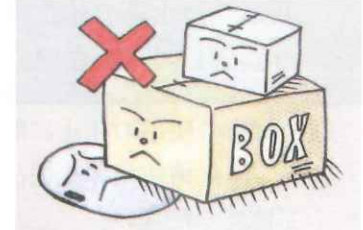
◎台所から野菜くずや天ぷら油などを流さないでください。



◎洗剤は適量を守って使いましょう。



◎浄化槽のうえにもものを置かないでください。



◎一度に多量の水を流さないようにしましょう。
(浄化する時間が短くなり、十分に浄化できなくなります。)

浄化槽が本来の機能を果たすために、**保守点検・清掃・法定検査**が大切です！

◎浄化槽の「使用を休止」するときは、

『**浄化槽使用休止届出書**』(裏面参照)を市町へ提出してください。

◎下水道への接続や建物を撤去した場合など、浄化槽の使用を廃止したときは、

『**浄化槽使用廃止届出書**』を市町へ提出してください。

◎浄化槽管理者に変更があったときは、『**浄化槽管理者変更報告書**』を市町へ提出してください。

滋賀県浄化槽適正管理推進協議会

滋賀県琵琶湖環境部循環社会推進課
滋賀県浄化槽設置推進協議会
滋賀県環境整備事業協同組合
公益社団法人滋賀県生活環境事業協会

